第一項の表三〇三の項を次のように改める。

303	削除

第一項の表三〇六の項から三〇八の項までを削る。

十七　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九九の項を次のように改める。

99	削除

第一項の表一一二の項を次のように改める。

112	削除

第三項の表一の項を次のように改める。

1	削除

十八　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除

第一項の表七三の項から七八の項までを削る。

十九　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

第一項の表六七の項を次のように改める。

67	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

二十　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九六の項を次のように改める。

96	削除

第一項の表一二一の項を次のように改める。

121	削除

第一項の表一二四の項及び一二五の項を次のように改める。

124	削除
125	削除

第一項の表一三〇の項及び一三一の項を次のように改める。

130	削除

131	削除

第一項の表一五一の項を次のように改める。

151	削除

第一項の表一五六の項を次のように改める。

156	削除

第一項の表一五九の項及び一六〇の項を次のように改める。

159	削除
160	削除

第一項の表一六八の項を次のように改める。

168	削除

第一項の表一八九の項を次のように改める。

189	削除

第一項の表二〇四の項を次のように改める。

204	削除

第一項の表二一三の項を次のように改める。

213	削除

第一項の表二四六の項から二四八の項までを削る。

二十一　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表六五の項を次のように改める。

65	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

第一項の表八二の項を次のように改める。

82	削除